

# **消防・防災連携推進検討委員会報告書**

**(市町における消防・防災の連携強化のあり方について)**

平成21年12月  
消防・防災連携推進検討委員会

# 消防・防災連携推進検討委員会報告書

## (市町における消防・防災の連携強化のあり方について)

### 目 次

#### はじめに

1 検討の趣旨（7月豪雨災害からの教訓や課題）	1
2 検討の方向及び体制 「消防・防災連携推進検討委員会」委員名簿	2

#### 第1 7月21日豪雨災害における対応状況と課題

1 県の対応状況等	3
(1) 人命救助を最優先とした救出救助	
(2) 二次災害防止対策	
(3) 国への緊急要望	
(4) 被災者支援対策と災害復旧対策	
(5) 課題等への対応状況	
2 市町の対応と課題	5
(1) 避難勧告等発令と災害情報の住民への伝達	
(2) 避難支援対策	
(3) 災害復旧等	
(4) 課題 (市町からの主な意見等)	
3 消防の対応と課題	8
(1) 救出救助活動等	
(2) 課題 (消防本部からの主な意見等)	

#### 第2 市町の防災体制を強化するための提言

1 消防・防災の役割と連携の考え方	10
2 市町防災部局の組織体制の強化（災害対応能力の向上、消防との連携）	10
(1) 組織体制強化の方策	
ア 専任職員の確保	
イ 消防本部との連携による対応能力の向上	
① 人事交流の拡充	
② 初動対応の事務移管	
③ 消防・防災機能の一体化に向けた組織体制の見直し	

④ 平常時の協議や訓練の充実

ウ 職員への防災研修等の充実

(2) 期待される効果（市町の取組課題）

ア 平常時の取組の推進

イ 的確な初動体制

ウ 災害対策本部の設置・運営の円滑化等

エ 情報の収集・伝達の迅速化等

オ 職員の危機管理意識の向上

3 消防本部の組織体制の強化 ······ 14

(1) 同時多発的な災害時における迅速・的確な初動対応等を実施する方策

ア 指令業務、部隊運用の一元化による広域的な救助・救出活動の強化

イ 組合消防と構成市町との連携確保

(2) 先進救助技術の普及

(3) 消防の体制強化に向けた今後の取組

ア 消防の広域化によって期待できる体制

イ 消防救急無線・指令業務の広域化・共同化

おわりに

提言の実行に向けた、県の市町に対する取組の促進 ······ 19

(資料) ······ 20

1 豪雨災害の概要（被害と対応状況）

2 避難勧告等の発令状況

3 市町における災害対策本部の設置・廃止状況

4 市町におけるマニュアル等の策定状況

5 市町におけるハザードマップの作成状況

6 県内各市町の防災担当課の体制

7 災害対策に係る検討委員会の設置状況について

8 市町の防災関係業務（災害対策基本法、消防組織法）

9 北九州市消防局の組織体制

## はじめに

### 1 検討の趣旨（7月豪雨災害からの教訓や課題）

平成21年7月21日の豪雨により、県央部において、かつてない規模の土石流が発生し、多数の住民や施設入所者が犠牲となるなど、甚大な被害が発生した。

今回の災害において、県は、気象や土砂災害等に関する情報を「県総合防災情報ネットワークシステム」により、市町等へ逐次通知し、また、災害発生後においては、消防防災ヘリ等による孤立住民の救出救助や二次災害防止対策、国への緊急要望、さらには被災者支援対策、災害復旧対策などに取り組んできている。

一方、市町においては、土石流によって被災した地区の一部に避難勧告が出されなかつたことなどから、避難指示・勧告等の発令体制や、土砂災害警戒情報の活用等についての指摘もあり、今後の災害への備えとして、特に、救助等の初動対応や、住民への情報伝達、避難対策など、住民の安心安全を確保するためには、市町の防災対応力を向上することが極めて重要な課題であると考えられる。

### 2 検討の方向及び体制

このため、24時間体制を執り、防災に関する専門的な知識や技術を有する消防本部との連携を進め、市町の防災担当部局の組織体制の強化を図るための方策について、消防・防災に関する学識経験者等によって構成する「消防・防災連携推進検討委員会」において、検討を行ったものである。

## 「消防・防災連携推進検討委員会」委員名簿

会長	三浦 房紀	山口大学工学部長
委員	瀧本 浩一	防府／防災ネットワーク推進会議議長
	座間 信作	総務省消防庁消防大学校消防研究センター 火災災害調査部 地域連携企画担当部長
	岡田 実	山口県総務部長

検討委員会は、3回にわたり以下の日程で開催した。

### ■第1回委員会 平成21年 9月16日（水）

（オブザーバー）

北九州市消防局警防部長 櫛井 正喜

（協議内容等）

- ・山口県における「平成21年7月21日豪雨災害」の概要説明
- ・報告 「地方自治体の災害対策本部における応急対応支援システム」  
「北九州市における危機管理（防災）の取組」
- ・検討項目の抽出 等

### ■第2回委員会 平成21年11月 4日（水）

（協議内容等）

- ・検討課題について
- ・報告書の構成（案）について
- ・連携強化のための提言について（提言の骨子等） 等

### ■第3回委員会 平成21年12月 2日（水）

（協議内容等）

- ・連携強化の提言について
- ・報告書について 等

# 第1 7月21日豪雨災害における対応状況と課題

## 1 県の対応状況等

### (1) 人命救助を最優先とした救出救助

県央部の土石流発生直後から、県防災ヘリコプターをはじめ、近隣県・市の航空隊や自衛隊・県警察のヘリコプターと併せ計7機のヘリコプターが現場に投入され147名の住民がヘリコプターにより救出された。

また、本県では初めて災害派遣医療チームDMA T (Disaster Medical Assistance Team) が被災現場へ派遣され、地上においても、機動隊や自衛隊、消防本部・消防団が連携して救出救助活動を行い、多くの住民が救助された。

### (2) 二次災害防止対策

3日後の7月24日から再度大雨が予測されたことから、21日の土砂災害発生箇所や土砂・流木の流入により決壊も懸念された危険ため池について、緊急点検や水抜きなどの応急処置、報道機関やコミュニティFM等を通じて住民への早期避難の呼びかけ等の二次災害防止対策が行われた。

### (3) 国への緊急要望

被災後、早期に国に対して緊急要望が行われ、激甚災害法の早期適用、国道262号の迂回路となる高速自動車道の一部区間の無料化、緊急災害対策派遣隊の派遣や、国による直轄砂防災害関連緊急事業の早期実施などが実現された。

### (4) 被災者救援対策と災害復旧対策

防府市、山口市への災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用や他地域に対する国制度と同等の県制度による適用など、被災者の生活基盤の安定化が図られた。

さらに、被災者の生活再建等に向け、被災者救援対策部において、被災者の生活再建及び被災事業者の復興支援としての被災者相談窓口の設置、県税の減免措置、災害見舞金や支援金の支給、各種資金の貸付、運転資金の融資等も行われた。

また、8月7日の臨時県議会と9月定例県議会において緊急に措置すべき経費が計上され、併せて総額175億2,000万円に上る災害関連予算措置がなされ、補正予算により、災害の早期復旧と被災者救援対策、さらには二次災害・再度災害の防止対策が実施された。

## (5) 課題等への対応状況

県においては、こうした対応に全力を挙げる一方、今回のような災害は、今後も起これり得ることを前提として、防災体制を更に強化するため、土石流や山地災害の原因・復旧対策、福祉・医療施設における災害対策、市町防災部局と消防の連携のあり方など、今後の防災対策上重要となる課題について、本委員会を含め、各分野の専門家等で構成する4つの検討委員会を設置し、具体的な検討が進められた。

また、情報伝達については、県ホームページ上の気象情報等の防災情報を見やすい表示への変更や、土砂災害警戒情報について、県民が利用しやすいよう、避難場所や危険箇所を明示するシステムの構築などの改善を行い、さらに、来年度から防災メールの配信を開始するなど、情報伝達システムの充実に努められている。

なお、総合防災情報ネットワークシステムについては、県と市町との間で、被害状況の入力、更新確認の処理等について、再度、徹底を図るなど、住民へのスピーディな情報提供への改善が進められている。

## 2 市町の対応と課題

### (1) 避難勧告等発令と災害情報の住民への伝達

今回の豪雨災害では、11市町で避難指示・勧告等が行われ、住民には防災行政無線や自主防災組織等を通じた連絡、広報車、コミュニティFM、防災メール等、各市町それぞれの伝達手段により伝達が行われた。

しかしながら、一部の市町において、避難勧告等発令のタイミングや情報伝達方法及び情報伝達の住民への確認等について、改善すべき点があるとの意見があった。

### (2) 避難支援対策

住民の避難誘導や避難所の開設・運営などが行われ、県内11市町で避難所が開設され、概ね避難勧告等の発令に即応した設置がなされたとする一方で、避難勧告等の対象者数に対して、避難者の数が少なかったとの報告があった。

また、避難所の的確な開設・運営はもとより、住民の安全かつ迅速な避難を支援するには、避難経路を示したマップの整備・住民周知や避難誘導を迅速に実施するため、自主防災組織の活動の強化等、平素からの取組が重要との意見があった。

### (3) 災害復旧等

公共施設の復旧とともに、多くのボランティアによる被災家屋や屋外施設の土砂撤去等が行われる等、被災者の生活支援・再建に係る対策が講じられた。

### (4) 課題

今回の災害対応状況を踏まえ、避難勧告等発令マニュアルの作成や情報伝達手段の整備など、市町が対応すべき課題が多い。

今後、市町において、平常時及び災害時において、防災対策を的確に実施していくには、次のような組織上の課題が考えられる。

#### ① 専任職員の不足

(防災対策を担当する専任職員が少ない等の組織体制が脆弱なこと。)

防災担当の専任職員を配置しているのは、防災担当課を設置している6市にとどまっており、他の市町においては、総務課等で防災業務を所管し、多くは兼任職員2~3名の配置となっているなど、防災業務に精通した専任職員が不足しているとの意見もあり、平常時の防災対策や災害発生時の緊急対策に十分な対応ができない恐れがある。

## ② 消防本部との連携体制が希薄

(防災に専門的な対応が可能な消防本部との連携体制が希薄なこと。)

消防からの派遣職員を配置しているのは5市となっており、消防との間で、気象、災害等の情報共有が十分でないなど、消防本部と緊密に連携できる体制がとられていない状況にある。

## ③ 避難勧告等発令マニュアル等の未作成等

(避難勧告等発令マニュアル等の未作成、又は、作成済であっても内容が不十分な市町があること。)

県では、平成17年の豪雨災害を契機に、専門家も含めた検討委員会を設け、避難勧告等の発令に係る基本方針等を策定し、これらの指針に基づき、市町に対して、避難勧告等発令の判断基準を定めたマニュアルの策定等について強く指導助言が行われてきたところであるが、平成21年8月時点で、11市町で未作成であり、作成済の市町であっても、一部に、具体的基準が未策定の状況であった。

また、災害時要援護者支援マニュアルや避難所運営マニュアル等についても策定が進んでいない。

(平成17年度に策定した基本指針等)

- ・災害時要援護者支援マニュアル策定ガイドライン
- ・避難勧告等発令・伝達体制の整備に係る基本指針
- ・避難所運営マニュアル策定のための基本指針
- ・中山間・離島地域における防災体制の充実強化に向けて

さらには、住民に危険箇所や避難場所・避難経路等の情報を提供する洪水、高潮、土砂災害の各ハザードマップについて、その整備を進めてきているが、特に、7月豪雨災害において土石流により大きな被害が生じたことから、整備が遅れている土砂災害ハザードマップについては、今後の重要な課題となっている。

## ④ 情報収集・活用、伝達体制の不備

(情報収集・活用、伝達体制の不備から、災害発生時の緊急対応が十分でない市町があること。)

気象情報等の災害情報を収集後、庁内への伝達が十分でなかったことや、一部の市町では、避難勧告等発令基準情報を入手して発令までに1時間以上を要したことなど、災害対応に向けた情報収集、活用体制は十分でなく、また、避難情報等の住民への伝達手段の確保等が課題となっている。

## (市町からの主な意見等)

今回の豪雨災害での課題について、市町から次のような意見があった。

### ■情報伝達

- 避難情報等が住民に確実に伝わったか、確認できなかつた。確認体制の確立が必要。
- 自治会等の組織利用による伝達には限界がある。
- 自治会内の情報伝達体制が整っていない。
- 確実な伝達手段がない。伝達手段の確保が必要。
- 住民へ一斉に避難勧告を行う効果的な手段がない。
- 広報車では内容が伝わりにくい。
- 風雨の中では、住宅内に広報車、防災無線屋外拡声機の音は十分聞こえない。
- 要援護者施設等への情報伝達については、対象施設の把握、伝達が十分行われていない。
- 庁内への情報伝達について、現場対応に追われ情報伝達が困難であった。

### ■住民の防災意識

- 避難勧告等を発令しても、住民が避難しない。意識啓発が必要。
- 住民ひとりひとりの防災意識のばらつきがある。
- 避難勧告の空振りを容認する状況づくりのための取組が必要。

### ■避難対策

- 避難途中の被災防止等のための対応が必要である。
- 避難所・避難経路の看板・標識の設置が必要である。
- 避難勧告等発令に関し、判断基準の更なる具体化が必要。
- 早めの避難の呼びかけ以外は、発令の適切なタイミングの判断が難しい。

### 3 消防の対応と課題

#### (1) 救出救助活動等

今回の災害において、消防では災害発生前から、消防団との連携により水路・河川の氾濫水位の調査出動、避難の広報や土のう積み等、災害に備えた活動が行われた。さらに、災害発生後には、床下・床上浸水の調査出動、救急出動や人命救助活動、災害応急対策活動等が行われている。

特に被害の大きかった防府市・山口市では自衛隊、警察等との連携の下、消防職員、消防団員延べ2,155名が救助救出、行方不明者の捜索活動等にあたったほか、岩国市・美祢市・下関市では消防職員、消防団員延べ244名が行方不明者の捜索活動にあたった。

また、防府市では、下関、下松、周南の3消防本部から延べ90名による消防応援活動が、さらには、防府市・山口市では、広島市、福岡市、北九州市及び愛媛県からの航空隊（ヘリコプター）による応援活動が行われた。

しかしながら、今回の災害では、防府市において、救助活動のため現地に向かつた消防車両が土石流に巻き込まれる不測の事態も発生している。

#### (2) 課題

今回の災害のような、同時多発的な被害が発生した場合には、次のような対応が必要となる。

##### ① 広域的な応援体制

救出救助等の初動対応を迅速・的確に実施するためには、消防本部の管轄区域の枠を超えた、広域的な消防対応や相互応援が極めて重要である。

##### ② 情報の共有化

防災部局との情報収集の一元化や他の消防本部との情報の共有化が、円滑な災害対応を実施する上で重要である。

##### ③ より迅速かつ確実な救助

今回の災害では、災害現場で孤立者が多数発生したが、このような要救助者をより迅速かつ確実に救出するためには、近年、普及が進む先進的救助技術の導入を図るなど、救出救助活動に当たる救助隊員の救助技術のレベルアップを図っていくことも必要である。

#### ④ 市町防災部局との連携

市町防災部局との人事交流等を行うことにより、防災担当職員の災害対応能力の向上を図るとともに、災害時における連携した災害対応が行える体制とすることが必要である。

#### (消防本部からの主な意見等)

今回の豪雨災害での課題について、消防本部から次のような意見があった。

- ・ 広域災害時にあっては、被災地消防本部のみでは情報収集や救助活動等の実施は難しく、県内消防本部或いは、県外消防の応援要請体制の充実が必要である。
- ・ 災害発生時における初期対応がその後の災害対策に大きく影響することから、平常時から防災部局との積極的な情報収集の一元化、共有化と活動方針等の連携が不可欠である。
- ・ 平常時からの人事交流が必要であり、防災部局のみならず他部局との情報交換が災害時において有効である。
- ・ 大規模な災害が発生した場合には、現有の消防力では万全な対応は困難であり、他地域の消防本部、警察、自衛隊等関係機関の迅速な応援要請を図ることが必要である。
- ・ 管内の情報のみならず、上流地域の降雨量等の気象情報など広範囲の情報収集も災害対策に必要である。

#### (すでに人事交流を実施している消防本部からの意見)

- ・ 平時からの交流により、防災部局との緊密な連携のみならず他部局との連携もとれ、災害時の初動対応等が円滑に実施できた。
- ・ 防災部局職員の災害に対する意識が高まり、積極的な災害対応が見られた。

## 第2 市町の防災体制を強化するための提言

### 1 消防・防災の役割と連携の考え方

- ・市町は、住民を災害から保護する責務を有しており、消防機関等は、所掌事務を遂行するに当たっては、市町の責務が十分果たされるよう相互に協力しなければならないとされている。(災害対策基本法)
- ・一方、消防は、災害を防除し、被害を軽減することを任務としており、災害対応の実働部隊として責務を果たしている。(消防組織法)
- ・よって、24時間体制をとり、優れた災害対応機能をもつ消防が、市町の防災業務について、特に、災害発生時の初動対応を担う組織体制とすることは、市町の防災対応力を強化する上で極めて、有効な対応方策と考えられる。

#### 【消防の機能と特性】

消防は、地域住民を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、災害による被害を軽減することを任務としており、この任務を的確かつ迅速に遂行するための常時出動体制及びその専門職員を、常日頃から、業務や教育訓練を通じて整備しており、消防と市町防災部局との連携は、今回のような豪雨災害時においても、特に初動において極めて有効であると考えられる。

- ・情報収集、連絡体制等を整備、24時間365日、常に出動できる体制を確立している。
- ・救急・救助等の専門的な知識や技術を有する専門職員を、消防署や出張所等の地域の要所に配置している。
- ・消防ポンプ車や救急車をはじめ、はしご車や救助工作車等の高度資機材等を計画的に整備している。
- ・業務を通じて、地域の実情に精通し、各種施設や危険箇所等を熟知している。

### 2 市町防災部局の組織体制の強化(災害対応能力の向上、消防との連携)

#### (1) 組織体制強化の方策

##### ア 専任職員の確保

現在、一部の市町では防災を主たる業務とする課が設置され、専任職員をおく所もあるが、多くの市町では、防災業務は総務課で所管し、担当職員は他の業務を兼務している状況にある。職員は3年程度での異動もあるため、平常時の防災対策に十分取り組めず、防災関係の研修、訓練等への参加も難しい状況にあり、

災害発生時の迅速な対応も困難となっている。

こうしたことから、専任の職員を確保し、必要な研修等により職員の資質向上を図り、防災対応能力の強化を図ることが必要である。

また、職員の異動があっても防災業務の取組や経験等が継承されるよう、複数の専任職員の配置、担当年数の長期間化、防災業務担当の希望者や前職務経歴から適任者等の人材配置を考慮することも必要である。

#### イ 消防本部との連携による対応能力の向上

##### ① 人事交流の拡充

防災に専門的な対応が可能な消防職員を防災部局に配置することは、災害対応能力の向上を図る上で極めて有効な措置となる。

現在、5市において、それぞれ1名の職員を消防本部からの出向等により配置されているが、一層の人事交流の拡充が必要と考えられる。

##### ② 初動対応の事務移管

24時間体制をとっている消防本部は、防災対応に能力を発揮できる消防・救急の専門職員を擁し、地域の各種施設や危険箇所等の実情等も熟知しており、災害発生時の緊急対応能力が高いことから、職員の配備や、気象情報、被害情報等の災害情報の収集、避難勧告発令等の準備などの初動対応の業務について、消防へ移管することは災害対応能力の向上に有効と考えられる。

##### ③ 消防・防災機能の一体化に向けた組織体制の見直し

市町の災害対応能力を向上させるためには、政令市等にみられるような、消防本部が防災担当部門を所管する消防・防災機能の一体化に向けた組織体制の見直しも有効と考えられる。

##### ④ 平常時の協議や訓練の充実

災害発生時の対応能力の向上には、平常時からの危険箇所の把握、自主防災組織など地域の防災力の育成強化、住民の意識啓発などの取組や、訓練、演習の実施が重要であり、これらを推進するため、消防本部との連携が有効と考えられる。

#### ウ 職員への防災研修等の充実

市町では、災害対応の経験が少ない場合、災害に対する認識が不足しがちであり、また、マニュアル等の実効性を確保するための訓練や検証を行っていないところもあり、こうしたことが今回の災害で迅速な対応ができなかつた理由の一つとも考えられ、市町においては、今後の対応策として、職員の意識改革や訓練の実施が必要と認識している。

このような状況から、市町においては、担当職員の資質向上を図るため、防災研修の充実や、実践的な訓練の実施による危機管理意識と防災対処能力の向上を図ることが必要である。

一方、市町において、専門的な研修を含め防災に関する全ての研修を実施するには困難な面もあることから、消防大学校や人と防災未来センターなどの防災専門機関が実施する研修への積極的な参加が求められる。

また、防災研修などの人材育成に取り組む市町に対して、県が支援することも必要と考えられる。

## (2) 期待される効果（市町の取組課題）

専任職員の配置や消防との連携による組織力の強化によって、次のような効果が期待できる。

### ア 平常時の取組の推進

地域の実情に精通した消防との連携強化により、客観的基準を盛り込んだ避難勧告等発令判断マニュアルなどの作成、危険箇所や避難経路等を掲載した各種ハザードマップの整備、福祉・医療施設の避難対策等の災害時要援護者支援対策、災害時孤立集落対策などへの取組が効率的に進むものと考えられる。

また、消防と一体となった自主防災組織の育成や、消防との合同防災訓練の実施による各種マニュアルの実効性の検証、避難訓練等による各種ハザードマップの確認や地域への周知等も効率的に行うことが可能となる。

これら、平常時の多くの取組については、地域の実状等をふまえ、各市町において優先度を考慮し、計画的に実施していくことが必要である。また、自主防災組織の育成については、取組手法を充分に検討し、地域での実践的な活動の充実を図ることが求められる。

### 自主防災組織育成の手法例

- ・ 地域の防災力向上につながるD I G (Disaster Imagination Game (簡易型図上訓練)) の実施
- ・ 地域での防災マップの作成
- ・ 出前トーク等の取組
- ・ イベント等を活用した地域住民の意識啓発の促進
- ・ 消防団との連携

#### **イ 的確な初動体制**

専任職員の配置等による組織の強化に伴い、防災情報の収集体制が確立され、緊急時の職員配備も確保されることから、災害発生時の的確な情報収集や活用、危険箇所等の状況把握、災害対応への豊富な経験や知識を持った職員による迅速で的確な判断が可能となるなど、的確な初動体制が構築される。

これらの取組により、住民を災害から守るために何よりも重要な「早期避難」に繋がる、迅速かつ的確な避難勧告等の発令、避難情報などの災害情報の住民への伝達・広報等、消防と一体となった災害応急活動等が可能となる。

#### **ウ 災害対策本部の設置・運営の円滑化等**

消防は被災現場で応急活動に当たることとなるが、災害対策本部の設置・運営においても、災害対応に精通し被害状況等の情報に詳しい消防職員が事務局に参画すること等により、土木部局、福祉部局等、災害対策本部を構成する他の部局との情報の共有化、応急対応の指揮命令系統の円滑化が図られ、市町としての総合的な災害対応が期待できる。

#### **エ 情報の収集・伝達の迅速化等**

消防との連携強化により初動体制が確立され、気象情報等の災害情報の収集がより迅速・的確になることから、避難勧告等発令の判断が迅速・的確に行われることにつながる。

また、平常時の取組強化によって、住民への情報伝達について、重要な役割を担う自主防災組織の活動が活性化され、災害時の避難情報等が、地域の事情に精通し、相互に顔の見える関係を持った自主防災組織を通じて、住民に確実に伝達できる体制の整備が期待される。

さらに、住民への情報手段の確保においては、自主防災組織をはじめとした地域の組織のほか、防災行政無線や防災メール、コミュニティFMなどの既存のシステムの整備が重要となる一方、現在、研究が進められている、自治会住民が相互協力で管理する新たな伝達システムなどの成果を取り入れることも考えられる。

#### **オ 職員の危機管理意識の向上**

危機管理意識の高い消防職員と日常的に業務を行うことで、先進事例に見られるように、危機管理意識が向上することが期待される。

### 3 消防本部の組織体制の強化

防災に関する専門的な知識や技能を持った消防職員を抱える消防本部が、市町の防災部局と緊密な連携を図る一方で、消防本部自体も応援体制や通信体制において、より広域的な取組を推進する必要がある。

#### (1) 同時多発的な災害時における迅速・的確な初動対応等を実施する方策

##### ア 指令業務、部隊運用の一元化による広域的な救出・救助活動の強化

本県における現行の消防本部体制では、他市町の被害状況や、消防の救出・救助活動のための出動状況等が把握できないため、被災市町が事前に応援可能な消防本部を判断するのは困難であり、他の消防本部へ応援要請した上で、回答を待たざるを得ない。

また、応援可能な消防本部間の出動調整等も必要となること等から、応援出動するまでにかなりの時間を要してしまう。

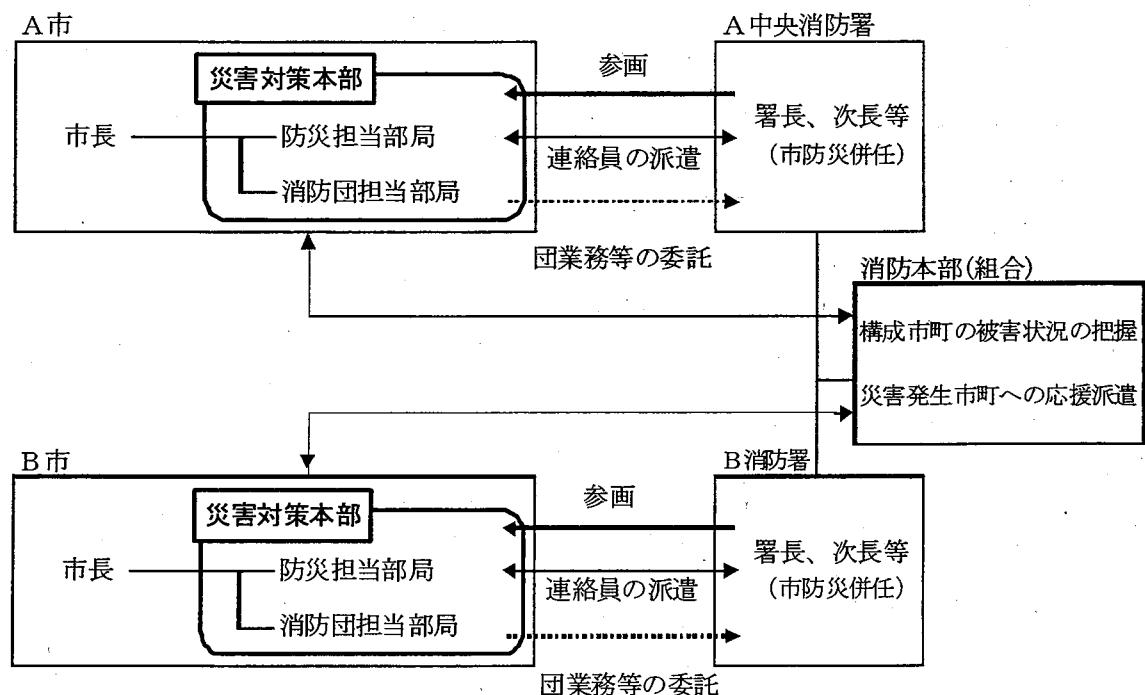
被災市町での迅速かつ的確な救出・救助活動を行うためには、現行の消防本部の管轄区域の枠を超えた、指令業務及び部隊運用の一元化が不可欠であり、これにより、より迅速で効果的な応援部隊の編成が可能となる。

## イ 消防組合と構成市町との連携確保

現行の消防本部の管轄区域の枠を超えた、指令業務及び部隊運用の一元化を図るには、消防の広域化を進める必要がある。この場合、一般には広域の一部事務組合方式をとり、消防の枠組は市町の枠組と一致せず、そのため、市町長は、組合消防に対する指揮命令を有しないことになり、双方の連携体制が懸念される。

したがって、市町と消防は平常時から相互の連携を密にし、役割を明確にしておくことが重要であり、特に、災害時における災害対策基本法に基づく災害対策本部への参画については、市町の区域を管轄する消防署長等を市町の職員として併任させるなど、消防と市町防災部局との連携を確保することが必要となる。

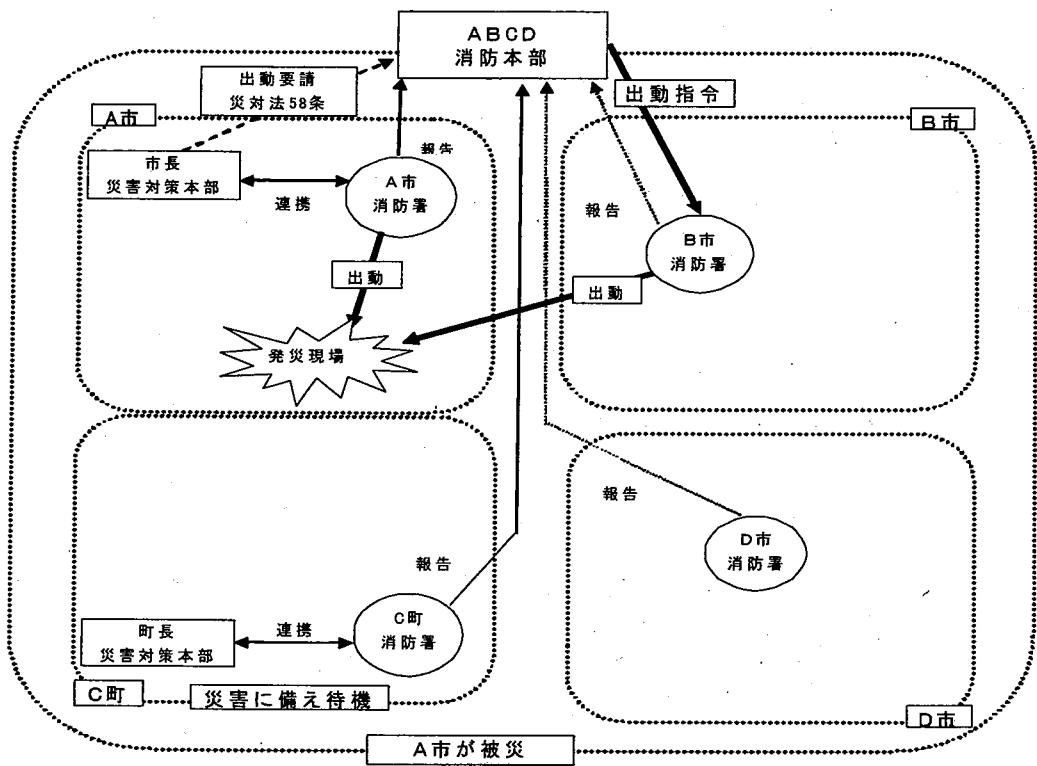
### ◎ 署長等の災害対策本部への参画等



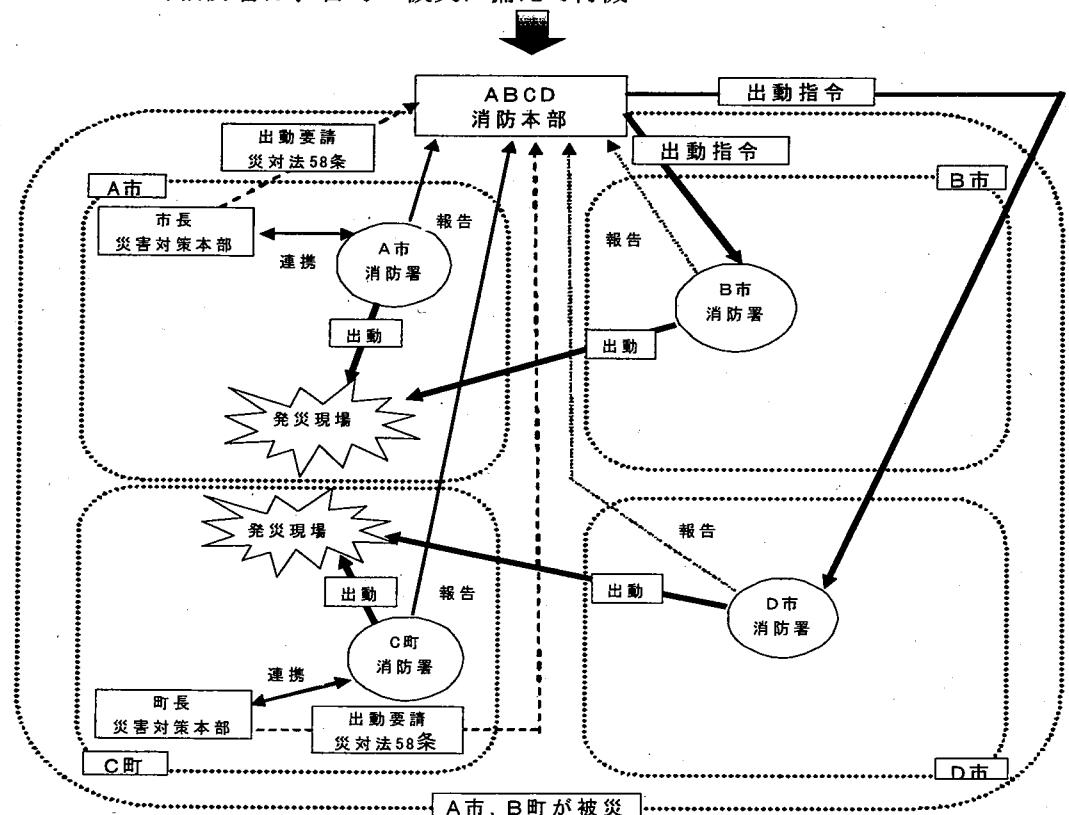
### ○ 防災部局との連携の確保

- ・ 災害対策本部への消防署長等の参画（市町職員との併任）
- ・ 災害対策本部と消防本部・署への連絡員の相互派遣
- ・ 消防署長等の防災会議への参画（市町職員との併任）
- ・ 消防団業務等可能な業務を委託  
(消防本部に委託し、市町を所轄する消防署で業務を実施)
- ・ 本部職員と市職員の人事交流
- ・ 市・町と本部・署との定例連絡会議の開催

○ 災害発生時における対応イメージ



※ A市長から消防長に出動要請（災害対策基本法第58条）  
消防長は、B市消防署に対して出動命令  
C町消防署は、自町の被災に備えて待機



※ A市長、C町長から消防長に出動要請（災害対策基本法第58条）  
消防長は、B市～D市消防署に対して出動命令

## (2) 先進救助技術の普及

今回の災害においては、県央部の土石流発生直後から、県消防防災ヘリコプターをはじめ、近隣県・市の航空隊や自衛隊・県警察のヘリコプター計7機が現場に投入され、147名の住民が救出されたが、このようなヘリコプターによる救助には、先進の救助技術である都市型救助技術が活用されている。

一方、地上においても、県警察や消防等による救助活動で、一部、先進の救助技術が活用されたところである。

これから災害活動においては、応用性や適用範囲が広く、救助の可能性がより広がる、こうした先進の救助技術の活用が不可欠であり、消防学校に先進救助訓練施設を整備して各消防本部への普及を図るなどの取組を、積極的に進めていくべきである。

## (3) 消防の体制強化に向けた今後の取組

### ア 消防の広域化によって期待できる体制

今回の災害のような、同時多発的な被害が発生した場合に、救出救助等の初動対応を迅速・的確に実施するためには、一元的な指揮命令や資機材の有効活用の観点から、消防の広域化は重要であり、将来的には広域化の効果が最も大きい県一本部体制を理想として目指していくことが必要である。

消防の広域化によって、次のような効果が期待できる。

- ① 広域的な観点から、被害状況や消防の出動状況が的確に把握でき、同一指揮命令系統の中で、被災地への迅速な部隊投入等、大規模災害時における初動対応の強化が図られる。
- ② 指令業務が一元化された場合、火災や救急、救助等の要請に対し、災害等の現場から距離に応じた部隊の出動順位や、効率的な経路による適切かつ迅速な出動が可能となる。
- ③ 本部機能の統合等の効率化により、救助や救急等の現場要員が増強される。
- ④ はしご車や救助工作車等の高度資機材の計画的整備が可能となる。

### イ 消防救急無線・指令業務の広域化・共同化

現行の消防救急無線は、平成28年5月までにデジタル化へ移行することとされており、各消防本部はそれへの対応が求められている。

こうした中、今回の災害でも広域応援時には、被災地の消防の状況を無線で把握することの重要性が改めて明らかとなり、無線や指令業務の広域化・共同化は進めていくべきである。

- ① 指令業務の一元化によって、指令センターの管轄区域はさらに広大となり、地理に精通している職員の確保が困難となることも懸念されるが、一方では、119番通報者が瞬時に把握できる発信地表示システム等の高機能装置の導入により、これまで以上に通信指令業務の的確性、迅速性は向上すると考えられる。
- ② 広域ネットワークとして整備することにより、災害時の指揮命令が円滑に行われるとともに、広域化することにより全体経費は低減し、市町の負担軽減にもつながる。

## おわりに

### **提言の実行に向けた、県の市町に対する取組の促進**

今回の災害は、大規模な土石流など、本県では、これまでに経験したことのない被害に見舞われたが、最近の全国各地の災害発生の状況を見れば、今後も今回のような災害は起こり得るとの認識の下で、防災体制の強化を進める必要がある。

このような状況において、本報告の提言は、市町における消防・防災の連携推進により、今後取り組むべき多くの課題を抱える市町の防災部局の組織力の強化を図ろうとするものである。

今後は、本提言の実行に向け、県においては、県地域防災計画に明記して、住民に直接対応する市町への働きかけを強化し、消防・防災の連携促進による市町の災害対応能力の向上により、本県の防災体制強化を推進していくよう求めるものである。

なお、本提言は、今回の豪雨災害を踏まえた検討に基づくものであるが、市町においては、風水害のほか、地震等の自然災害や重大な事件・事故等の危機管理事象についても的確に対応できるよう、別途、消防・防災の連携等についての検討が必要と考えられる。

(資料)

- 1 豪雨災害の概要（被害と対応状況）
- 2 避難勧告等の発令状況
- 3 市町における災害対策本部の設置・廃止状況
- 4 市町におけるマニュアル等の策定状況
- 5 市町におけるハザードマップの作成状況
- 6 県内各市町の防災担当課の体制
- 7 災害対策に係る検討委員会の設置状況について
- 8 市町の防災関係業務（災害対策基本法、消防組織法）
- 9 北九州市消防局の組織体制

## 豪雨災害の概要（被害状況と対応）

### 1 経緯

平成21年7月19日(日)以降、梅雨前線の停滞による豪雨が発生し、20日(月)の10時までの総雨量は、萩市須佐で164.5mmを記録した。その後、降雨は一時小康状態となったが、21日(火)早朝から再び県内各地で非常に激しい雨が降り、8時には美祢市桜山で88.0mm、山口市で74.5mm、9時には防府市で63.5mm(観測史上最高)を観測するなど、記録的な豪雨となったことから、10時に、山口県災害対策本部(本部長:知事)を設置した。

特に、山口・防府地区には、21日4時18分に大雨警報・洪水注意報が発表され、12時には19日からの積算雨量が山口市で286.0mm、防府市で285.0mm(観測史上最高)という大雨となった。

21日12時頃、防府市での土石流の発生。これを受け、12時20分に自衛隊に災害派遣を要請するとともに、近隣の県・市に防災ヘリコプターの派遣を要請した。

### 2 気象状況

7/19~21 (21日発災)	(時間雨量) 桜山(美祢) : 88.0mm(7/21 8:00)、山口 : 74.5mm(7/21 8:00) 防府 : 63.5mm(7/21 9:00)
	(累計) 防府 : 332.0 下松 : 324.5 山口 : 294.5 柳井 : 287.0

※22日、23日は降雨なし

7/24~26	(時間雨量) 岩国 : 61.0mm(7/24 22:00)、下関 : 49.0mm(7/25 21:00) 宇部 : 39.0mm(7/26 22:00)
	(累計) 下関 : 335.5 宇部 : 308.5 桜山 : 255.0 山口 : 252.5

### 3 被害状況(平成21年9月14日現在)

#### ○人的、住家被害

区分 市町	人 的 被 害				住 家 被 害				
	死 者	行 方 不 明	重 傷	軽 傷	全 壊	半 壊	一部損 傷	床 上 浸 水	床 下 浸 水
下関市	1							4	42
宇部市						4		49	201
山口市					2	8		361	1,561
萩市								16	167
防府市	14		3	22	29	62	16	110	1,012
下松市						1		4	100
岩国市	1							28	76
光市							5		7
長門市							1	12	95
柳井市							1	4	132
美祢市	1						2	2	26
周南市			1		1	2		38	148
山陽小野田市								44	221
周防大島町						1	4		5
田布施町							1	2	73
平生町									3
阿東町									11
計	17	0	4	22	32	78	30	674	3,880

○ライフライン

電気施設(停電)	全県 40, 700戸 ※全戸復旧済(8/6 15:17)
水道施設(断水)	5市 35, 694戸 (106, 905人) ※全て復旧済

○その他

農林水産被害	被害金額合計 9, 357, 485千円 (9/14現在)
土砂災害	106箇所(がけ崩れ69箇所、土石流35箇所、地すべり2箇所)
道路(通行規制箇所)	73箇所(全面通行止65箇所、片側交互通行8箇所) 9/14現在29箇所 ●国道262号迂回路として、7/26 16:00から、防府西IC～山口IC が無料化 ((9/6 13:00 無料化終了))

#### 4 避難状況

区分	避難指示	避難勧告	避難準備情報
対象市町	3市	10市1町	3市
対象世帯・人数	山口市、防府市 山陽小野田市	下関市、宇部市 山口市、萩市、防府市 岩国市、光市、美祢市 周南市、山陽小野田市 田布施町	下関市、萩市、岩国市
	1, 198世帯 3, 170名	35, 678世帯 83, 517名	73, 707世帯 163, 241名
現在の状況 (9/14現在)	なし	1市(宇部市) 4世帯、9名	なし
	避難所人数 なし		

#### 5 災害対策本部の設置状況

山口県	(設置) 7月21日 10:00 ~ (廃止) 7月31日 17:00
	第1回本部員会議 (7/21 10:30~) ・災害対策本部の設置 ①気象情報、被害状況の報告
	第2回本部員会議 (7/23 10:30~) ・気象情報、被害状況の報告 ②各部局の取組状況報告
	第3回本部員会議 (7/28 11:00~) ・災害対策本部の継続 ③被災者救援対策部の設置
	第4回本部員会議 (7/31 17:00~) ・災害対策本部の廃止 ・被害対策本部(被災者救援対策部と被害復旧対策部で構成)の設置 (7月31日 17:00に被害対策本部を設置)
市町	宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市 美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、田布施町 (11市2町) (防府市の廃止(9/3 17:00)により、市町災害対策本部は全て廃止)

## 6 国への緊急要望等（27日、29日）

### (1) 国への緊急要望

区分	要望者	要望先	要望内容
7/27	知事 県議会議長	内閣総理大臣 内閣官房長官 内閣府、総務省 農林水産省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害法の早期適用とこれに基づく財政支援</li> <li>・国による技術支援の実施</li> <li>・国による土石流対策事業の実施</li> <li>・国道262号の迂回路としての高速自動車国道の無料化(7/26 16:00 実施済)</li> </ul>
7/29	知事 市町長(9市町)	内閣総理大臣 (総理視察時の緊急要望)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害の早期適用</li> <li>・国の直轄事業による抜本的な対策</li> <li>・被災者生活再建支援制度の改善</li> </ul>

### (2) 視察状況

7/22	政府調査団	林幹雄防災担当大臣、9府省庁22名
7/29	麻生内閣総理災害現地視察	麻生太郎内閣総理大臣
7/31	参議院議員被災地視察団	鈴木陽悦参議院議員(団長)ほか議員11名

### (3) 国の対応状況

①国道262号の迂回路としての高速自動車国道の無料化
・7/26 16時から、防府西IC～山口ICが無料化
②国による技術支援の実施(7/25～)
・緊急災害対策派遣隊(テック・フォース)、林野庁関係専門職員等の派遣
・土石流感知センサー設置による警戒避難体制強化
③国による土石流対策事業の実施
・直轄砂防災害関連緊急工事の着手(8/1) (剣川、神里川、上田南川)
(8/7) (奈美川、素川)

## 7 二次災害防止対策

### (1) 緊急通知等による住民への情報提供等

対象等	通知・情報提供の内容	提供方法等
各市町 県関係機関 住民 (緊急通知) (7/24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設に係る二次災害防止対策 パトロールの強化、緊急措置等の対応</li> <li>・避難対策 早期の避難勧告等の発令 避難場所の選定、要援護者対策等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町長、県関係機関の長に一斉通知</li> <li>・報道機関、コミュニティFM(7局)、ケーブルテレビ(10局)等を通じて情報提供</li> </ul>
住民 (緊急アピール) (7/25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害への厳重な警戒が必要</li> <li>・気象状況等に留意</li> <li>・地元自治体の避難勧告等への的確な対応と、早めの避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町長に一斉通知</li> <li>・報道機関、コミュニティFM(7局)、ケーブルテレビ(10局)等を通じて情報提供</li> </ul>

(2) ため池対策（点検作業）

分	点検作業等	概要
山口・防府地区	防災ヘリによる状況確認	7/24（県へり、愛媛県へり、広島市へり）
	現地踏査による点検及び緊急対策（貯水位低下等）	7/24～25 点検箇所 山口市小鯖地区ため池 34箇所 防府市切畠地区ため池 113箇所
	重点点検ため池の点検調査	7/26～27 点検箇所 山口市小鯖地区ため池 5箇所 防府市切畠地区ため池 7箇所
	点検の結果、当面の安全性は確保可能と判断。週末まで点検を継続	
他	安全確認	7/24 全農林事務所に安全確認と対応を徹底

(3) 土石流対策

「山口県緊急派遣チーム砂防支援班」を中心とした緊急点検		105箇所(7/26～27)
点検結果対応等	・105箇所の状況判定（警戒避難体制を要するもの：49箇所） ・二次災害防止対策として土石流セイサーを設置（2箇所） 47箇所は検討	
林野庁技術職員による緊急調査		18箇所(7/23～8/5)
点検結果対応等	・災害関連緊急治山事業の早期採択 (2箇所：防府市真尾、国道262号沿線)	

## 8 自衛隊、警察等の活動状況

### ○自衛隊災害派遣（派遣要請 7/21 12:20 → 撤収要請 7/30 21:00）

活動内容：救助活動、急患等搬送、給水支援、入浴支援、航空偵察、地上偵察

部隊名	活動内容	出動状況
陸上自衛隊 第17普通科連隊 (山口市)	・搜索救助活動 防府市真尾、(ライフケア高砂) 勝坂地区、山口市吉敷 ・地上偵察(山口市、防府市) ・給水支援活動(山口市)第13旅団と一体活動)	人員1,405名 車両236台
陸上自衛隊 第13飛行隊(防府市)	・急患等搬送(防府市) 3名搬送(ライフケア高砂) ・航空偵察(山口市吉敷)	人員10名 ヘリ2機
陸上自衛隊 第13旅団 (広島県海田市)	・給水支援活動(山口市) ・入浴支援活動(山口市)	人員691名 車両215台 入浴セット16
陸上自衛隊第3後方支援連隊(兵庫県・千僧駐屯地)、第13後方支援隊(広島県・海田市駐屯地) ほか		
航空自衛隊 第12飛行教育団 (防府市) 北基地	・搜索、救助活動 防府市真尾高砂	人員165名 車両15台
航空自衛隊 航空教育隊 (防府市) 南基地	・搜索、救助活動 防府市真尾高砂	人員41名 車両4台
計	人員2,312名、車両470台、ヘリ2機、入浴セット16	

○警察（広域緊急救援隊）（22日～27日）

活動内容：救助活動、捜索活動（防府市）

広島 7/22～24(198名)	岡山 7/22～23(52名)	香川 7/25～27(99名)	計 349名
------------------	-----------------	-----------------	--------

○広域航空消防応援等（21日～25日）

活動内容：救助活動、偵察活動

団体名	7月21日	7月22日	7月24日	7月25日
山口県航空隊 「きらら」 (隊員人数 7名)	救助(防府市36名) 人員搬送(防府市) (DMAT 5名)	上空偵察(防府市) 救助(山口市)	上空偵察(防府市) 上空偵察(山口市) 救助(美祢市)	上空偵察(山口市)
山口県警察 「あきよし」(3名)	上空偵察 (映像送信)	上空偵察 (映像送信)	上空偵察 (映像送信)	上空偵察 (映像送信)
自衛隊 (13飛行隊)(7名)	救助(防府市3名)			
愛媛県航空隊 (6名)	救助(防府市9名) 上空偵察(防府市)	物資搬送(山口市)	上空偵察(山口市)	上空偵察(山口市)
広島市航空隊 (7名)	救助(山口市43名)	救助(山口市27名)	上空偵察(山口市)	
福岡市航空隊 (6名)	救助(防府市2名)	救助(山口市24名) 人員搬送(山口市)		
北九州市 航空隊 (6名)	上空偵察(防府市) 救助(防府市3名)			
救助者数	96名	51名	—	—

※山口県防災ヘリ「きらら」は、上記のほか

7/23上空偵察(防府市)、7/27救助(山口市)、7/29救助(岩国市)、7/31救助(岩国市)

※山口県警察「あきよし」は、上記のほか

7/23、7/26、7/27上空偵察(映像送信活動)

○県内D M A T (21日)

7/21 13:10 災害対策本部からD M A T派遣要請 (解散：19:50)	
出動チーム	県総合医療センター(医師1名ほか6名)、山口大学附属病院(医師3名ほか6名) 徳山中央病院(医師2名ほか5名) 計3チーム(17名)
活動内容	右田地区での負傷者手当、搬送 ライフケア高砂の被災者への救護活動

## 避難勧告等の発令状況

	20日						21日						22日～26日					
	大雨警報	土砂災害警戒情報	避難準備情報	避難勧告	大雨警報	土砂災害警戒情報	避難準備情報	避難勧告	大雨警報	土砂災害警戒情報	避難準備情報	避難勧告	大雨警報	土砂災害警戒情報	避難準備情報	避難勧告	避難指示	
【西部】																		
下関市					6:28	8:10	8:35	11:30		24日	17:16	24日	19:40	24日	18:00	24日	19:25	
宇部市					6:28	8:10		12:55		24日	17:16				24日	18:00		
山陽小野田市					6:28	8:10				24日	17:16	24日	20:45		24日	19:00	26日	21:40
【中部】																		
山口市	11:49	12:53		4:18	7:40		9:28	14:15	24日	16:24	24日	21:40		23日	15:20	23日	15:20	
⑥燧	11:49	12:53			4:18	7:40			15:40	24日	16:24	24日	21:40				21日～継続	
防府市	11:49				4:18	7:40		14:10		24日	16:24	24日	18:25	24日	11:04			
①勝坂					4:18	7:40		16:10		24日	16:24	24日	18:25					
②真尾(高砂)					4:18	7:40				24日	16:24	24日	18:25					
③真尾(1番地)					4:18	7:40		17:20		24日	16:24	24日	18:25					
④荒美					4:18	7:40				24日	16:24	24日	18:25					
⑤堀津					4:18	7:40				24日	16:24	24日	18:25					
周南市	11:12			4:18	8:10					24日	17:16	24日	21:40				24日 13:10	
下松市	11:12			4:18	8:10					24日	17:16	24日	21:10				24日 17:00	
【東部】																		
岩国市	9:25	12:15		4:18	9:10					24日	18:10				24日	18:00		
和木町	9:25				4:18					24日	18:10							
柳井市	13:18				6:28	7:40				24日	21:14							
周防大島町	13:18				6:28	7:40				24日	21:14							
光市	13:18				6:28	8:10		12:00		24日	21:14							
田布施町	13:18				6:28	7:40		10:10		24日	21:14						25日 8:15	
平生町	13:18				6:28	7:40				24日	21:14							
上関町	13:18				6:28	8:10				24日	21:14	25日	4:10					
【北部】																		
萩市	4:15	7:15	7:45		4:18	8:10				24日	17:16				24日	17:16	26日 13:15	
美祢市	4:15				4:18	8:10		10:45		24日	17:16							
阿武町	4:15	7:15			4:18	9:10				24日	17:16							
阿東町	4:15	12:15			4:18	9:10				24日	17:16							
長門市								6:28	8:10					24日	18:10			

## 市町における災害対策本部の設置・廃止状況

市町名	災害対策本部	
	設置日時	廃止日時
宇部市	7/21 13:00	7/21 20:45
	7/26 11:30	7/26 17:30
山口市	7/21 10:30	8/10 9:30
萩市	7/21 11:45	7/21 19:00
防府市	7/21 8:30	9/3 17:00
下松市	7/21 9:30	7/25 10:00
岩国市	7/21 12:50	7/21 16:40
	7/24 21:45	7/25 18:10
光市	7/21 11:30	7/21 17:00
柳井市	7/21 7:55	7/22 0:30
美祢市	7/21 10:45	7/31 17:00
周南市	7/21 8:45	8/17 9:15
山陽小野田市	7/21 10:30	7/31 9:15
周防大島町	7/21 10:15	7/21 16:30
	7/24 14:30	7/25 12:30
田布施町	7/21 8:00	7/22 5:00

## 市町におけるマニュアル等の策定状況

平成21年8月現在

市町名	避難勧告等 判断マニュアル(基準)策 定	災害時要援護者支援マニュアル関係			避難所運営マ ニュアル策定
		災害時要援 護者支援マ ニュアル策定	避難支援プラ ン作成	要援護者名 簿(リスト)作 成	
1 下関市	○	○	△	△	○
2 宇部市	○	○	○	○	○
3 山口市	△	○	△	△	×
4 萩市	○	○	△	△	○
5 防府市	○	○	×	△	○
6 下松市	○	△	×	×	○
7 岩国市	○	○	○	○	○
8 光市	×	○	△	△	×
9 長門市	△	△	×	△	×
10 柳井市	×	○	○	×	×
11 美祢市	○	○	×	△	△
12 周南市	○	○	△	△	○
13 山陽小野田市	×	△	×	×	○
14 周防大島町	×	△	×	×	○
15 和木町	×	△	×	×	×
16 上関町	△	△	△	△	×
17 田布施町	○	○	△	△	○
18 平生町	×	○	×	△	×
19 阿武町	△	△	△	○	△
20 阿東町	×	△	△	△	×
○:策定済み	9	12	3	3	10
△:策定作業中	4	8	9	12	2
×:今後策定・未定	7	0	8	5	8

## 市町におけるハザードマップの作成状況

(H21.11.1現在)

	洪水ハザードマップ		高潮ハザードマップ			土砂災害ハザードマップ		
	作成済	作成中	作成済	作成中	H22年度から着手	作成済	作成中	未作成
下関市	木屋川、粟野川、田部川、武久川、綾羅木川、友田川	神田川、川棚川	—	長府地区	—	旧下関管内、旧豊浦町管内	—	※
宇部市	有帆川、厚東川、中川、真締川	—	宇部地区	—	—	—	—	※
山口市	椹野川、仁保川、一の坂川、今津川、南若川、井関川(佐波川、島地川)	—	深溝地区 阿知須地区 ※名田島地区	—	—	山口市南部	—	※
萩市	大井川、須佐川、明木川、蔵目喜川、田方川、阿武川(川上地域)	阿武川(萩地域)、橋本川	(対象地区なし)			4河川の周辺地域	2河川の周辺地域	左記以外
防府市	佐波川	馬刀川、柳川	—	—	防府地区 防府富海地区	—	2河川の周辺地域	左記以外
下松市	切戸川、末武川、平田川	—	—	—	笠戸島地区	—	—	※
岩国市	錦川、門前川、由宇川、宇佐川、生見川、本郷川、島田川、東川、平田川(小瀬川)	—	—	由宇地区 藤生地区	—	岩国地域の一部、錦地域、美和地域	—	※
光市	島田川	—	光地区	—	—	—	—	※
長門市	木屋川、掛湍川、大坊川、泉川、三隅川	深川川	(対象地区なし)			俵山地区の一部及び、5河川の周辺地域	1河川の周辺地域	左記以外
柳井市	柳井川、土穂石川、灸川	—	—	—	伊保庄・阿月地区	—	—	※
美祢市	厚東川、大田川、厚狭川	—	(対象地区なし)			—	—	※
周南市	錦川、島田川、渋川(島地川)	夜市川、富田川、西光寺川	大島地区	福川地区 ※櫛ヶ浜地区	大津島地区	—	—	未着手
山陽小野田市	有帆川、厚狭川	—	埴生地区 小野田地区 小野田西沖地区 山陽地区	—	—	—	—	※
周防大島町	宮川、屋代川、三蒲川	宮崎川	橘・南地区 東和・南地区 大島地区	東和・北地区 久賀地区	—	—	—	※
和木町	小瀬川		(対象地区なし)			—	—	※
上関町	(対象河川なし)		室津地区	—	—	—	—	※
田布施町	田布施川、灸川	—	(対象地区なし)			—	—	※
平生町	田布施川、灸川、大内川	—	(対象地区なし)			—	—	※
阿武町	(対象河川なし)		(対象地区なし)			—	—	※
阿東町	阿武川、生雲川、蔵目喜川	—	(対象地区なし)			—	—	※
計	18市町	6市町	7市町	4市町	4市	5市	3市	4市
備考	・60河川対象 ・別にく書は国管理等の2水系3河川	・24地区対象 ・別に※は市町が独自に作成する2地区	・未作成欄の「※」は、今後、県が土砂災害警戒区域等の指定を行った後に作成。 ・「河川の周辺地域」は、洪水ハザードマップに土砂災害警戒区域等を記載したものの。					

## 県内各市町の防災担当課の体制

◇市町の体制

H21. 10. 2現在

市町名	防災担当部署		防災担当者数		他組織からの出向等			専門職			備考
	課	室・係	専任	兼任	人数	組織名	形態	人数	出身元	形態	
下関市	防災安全課		7		1	消防	出向	1	自衛隊	嘱託 (常勤)	
宇部市	防災危機管理課		4	1	1	消防	出向	0			
山口市	防災危機管理課		4		0			1	自衛隊	嘱託 (常勤)	
萩市	防災安全課		1	3	0			0			
防府市	防災危機管理課		4	7	1	消防	出向	0			10/1 組織改編
下松市	総務課	庶務文書係			2	0		0			
岩国市	危機管理課		6		1	消防	出向	1	自衛隊	職員 (常勤)	危機管理監(部長級)を含む
光市	総務課	庶務・危機管理係			3	0		0			
長門市	総務課	地域安全係			3	0		0			
柳井市	総務課	(防災担当)			2	0		0			
美祢市	総務課	地域安全係			3	0		0			
周南市	総務課	防災危機管理室			9	1	消防 派遣	0			
山陽小野田市	総務課	防災交通係			2	0		0			
周防大島町	総務課	消防防災班			4	0		0			
和木町	企画総務課	庶務係			1	0		0			
上関町	総務課	総務係			2	0		0			
田布施町	総務課	総務係			2	0		0			
平生町	総務課	地域安全班			2	0		0			
阿武町	総務課	行政係			1	0		0			
阿東町	総務課	行政班			1	0		0			

※他組織からの出向等及び専門職の人数は、課又は係の担当者数の内数

◇消防本部の体制

H21. 11. 1現在

消防本部(局)	管轄地域	職員数	管轄人口 ※注1	管轄世帯数 ※注1	管轄面積 (km <sup>2</sup> )	消防署所数		
						消防署	出張所等	合計
下関市	下関市	320	282,646	119,342	716	6	5	11
宇部市	宇部市	194	174,547	72,345	288	2	3	5
山口市	山口市(旧徳地・秋穂を除く)、阿東町	226	183,016	76,199	709	3	2	5
萩市	萩市、阿武町	86	58,232	24,289	815	1	3	4
防府市	防府市、山口市の一部(旧徳地・秋穂町)	146	131,003	52,755	503	1	4	5
下松市	下松市	57	54,265	22,248	89	1		1
長門市	長門市	67	38,881	15,504	358	2		2
美祢市	美祢市	57	28,467	10,773	473	1	1	2
周南市	周南市(旧熊毛町を除く)	197	133,026	55,416	586	4	2	6
山陽小野田市	山陽小野田市	103	64,971	25,903	133	2	1	3
柳井地区	柳井市、周防大島町、平生町、上関町	133	71,662	30,677	347	2	4	6
光地区	光市、田布施町、周南市の一部(旧熊毛町)	104	85,617	33,854	213	3		3
岩国地区	岩国市、和木町	212	150,966	62,911	883	2	9	11
合 計 (13消防本部)		1,902	1,457,299	602,216	6,112	30	34	64

※注1 管轄人口及び管轄世帯数は、平成21年4月1日現在。

2 山口市は、平成21年11月1日に旧阿知須町について宇部市への委託を解消。

(また、平成22年4月1日から旧秋穂町について防府市への委託を解消する予定。)

災害対策に係る検討委員会の設置状況について

県では、平成21年7月21日の豪雨災害を教訓に、「山口県防災会議」の下に、専門家等で構成する4つの検討委員会を設置し、今後の防災対策において重要な課題とその対策について検討を進めることとした。(検討期間：9月～12月)

検討委員会名	目的	委員(○は会長・委員長)	事務局
土石流災害対策 検討委員会	・土石流発生原因の究明 ・土砂災害対策の効果の検証	○古川 浩平(山口大学教授) ・兵動 正幸(山口大学教授) ・海堀 正博(広島大学准教授) ・小山内信智(国土技術総合研究所砂防研究室) ・田村 圭司(土木研究所上席研究員)	土木建築部 砂防課
山地災害対策 検討委員会	・山地崩壊の原因解明 ・今後の復旧対策の検討	○小川 滋(九州大学名誉教授) ・清水 則一(山口大学教授) ・海堀 正博(広島大学准教授) ・大丸 裕武(森林総合研究所山地災害研究室長)	農林水産部 森林整備課
福祉・医療施設災害 対策検討委員会	・施設の防災マニュアル作成 ・指針の策定	○山本 晴彦(山口大学教授) ・三浦 房紀(山口大学工学部長) ・小山 剛(NPO法人災害福祉広域支援ネットワーク サンダーバード代表理事) ・徳永あけみ(山口県老人福祉施設協議会副会長) ・木下 敏(山口医師会介護保険対策委員会委員) ・今村 孝子(山口県健康福祉部長)	健康福祉部 厚政課
消防・防災連携推進 検討委員会	・災害時の市町防災部局と 消防本部の連携方策の検討	○三浦 房紀(山口大学工学部長) ・瀧本 信作(消防研究センター地域連携企画担当部長) ・岡田 実(山口県総務部長)	総務部 防災危機管理課

## 市町の防災関係業務（災害対策基本法、消防組織法）

### ○市町村の責務

#### 災害対策基本法 第5条（市町村の責務）抜粋

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるよう、相互に協力しなければならない。



**消防機関を含む全ての行政組織・機関を駆使する主体は防災部局**

### ○消防の任務と特性

#### 消防組織法 第1条（消防の任務）抜粋

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。



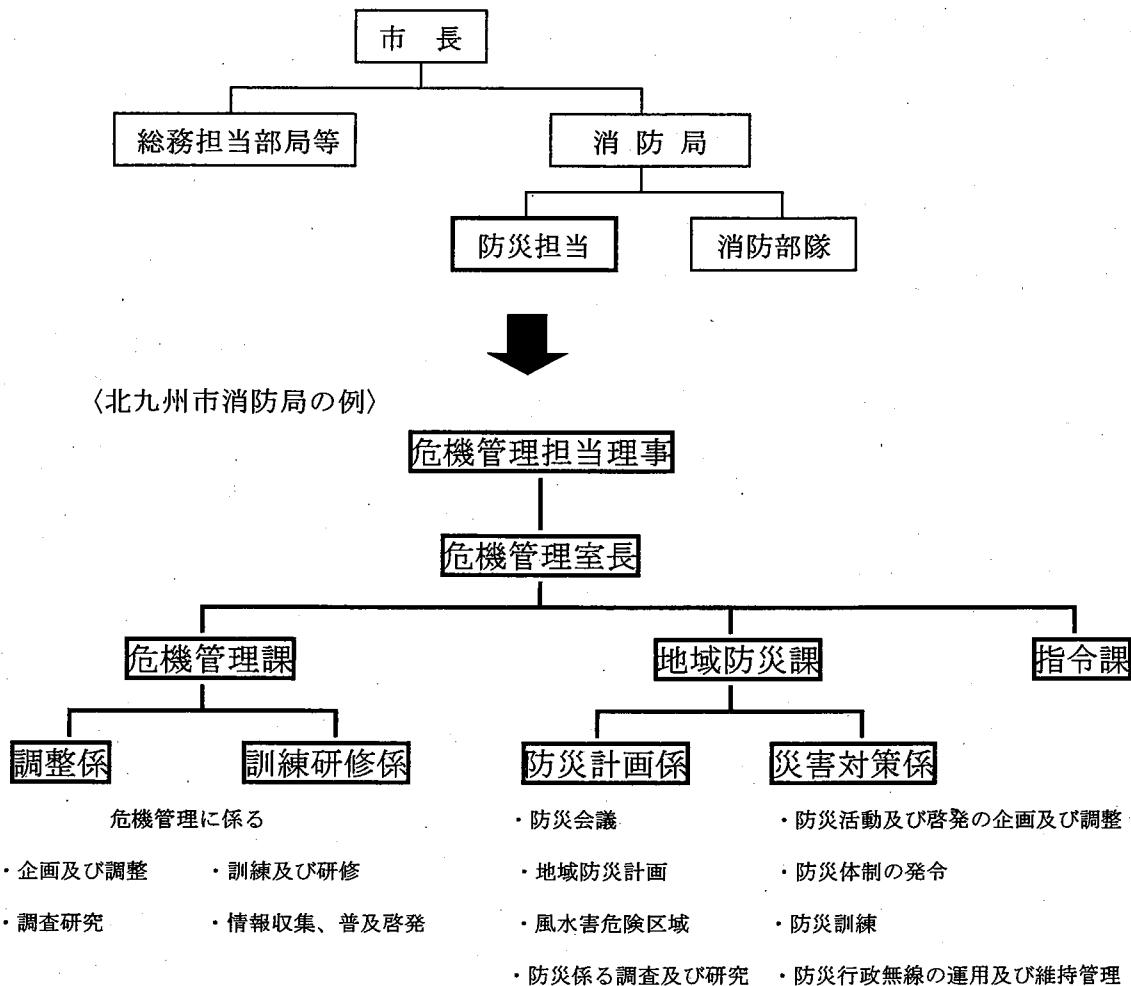
#### 消防機関が有する特性

- 初動体制の確立（情報収集・連絡体制を24時間365日整備）
- 地域の実情に精通し、各種施設や危険箇所を熟知



**消防と防災の連携推進は、市町村の防災体制の強化に有効**

## 北九州市消防局の組織体制



### ○ 組織体制のメリット

- ① 防災担当部門の危機管理意識の高揚
- ② 情報収集・伝達の一元化
- ③ 24時間365日体制による初動体制が確立
- ④ 消防における防災関係市民団体、自主防災組織への指導の実施
- ⑤ 危機管理事象への的確な対応

平成21年度に発生した、北朝鮮飛翔体発射、新型インフルエンザ、7月の豪雨災害対応等においても、情報の早期収集、即時対応等現行の体制で円滑に実施できている。

- ⑥ 災害対策本部設置時の区役所との連携

災害対策本部設置時は、区役所に消防職員を派遣するとともに、消防へも区役所から職員の派遣を受け、互いに情報交換を密にしながら連携して災害対応に当たっている。

○ 組織体制の問題点

市（区役所）は消防に防災業務の全てを実施してもらえると思っており、消防の本来の業務は、救急・救助であることを理解させることが必要。

○ 総合評価

消防が防災を担当することは、職員の苦労は大変大きいが、体制は以前より向上している。消防職員の意識も高まり、市の動きもよくなつた。